

徳島県告示第二百六号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和五年五月二日から施行する。

令和五年五月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表椿泊加入区の項の漁業の区分の欄の1中「（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）」を削り、同欄中2を削り、3を2とし、4から7までを1ずつ繰り上げ、同欄の8中「4及び7」を「3及び6」に改め、同8を同欄の7とする。